

第十回 参議院法務委員会會議録第十九号

昭和二十六年五月二十五日(金曜日)午後一時五十三分開会

本日の会議に付した事件

○商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○弁護士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○有限会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○非訟事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木安孝君) 只今より委員会を開会いたします。

○須藤五郎君 私は今朝の法務と地方行政との連合委員会で住民登録法案について質問してみたいと思っておりますが、早く切上げられたので質問できなかつたのですが、この委員会で住民登録法案に対する質疑がまだ今後なされるのかどうか、お伺いいたします。

○委員長(鈴木安孝君) することになっております。そのとき御質疑を願いたいと思います。

○須藤五郎君 では、そのときに質問をさせていただきます。

○委員長(鈴木安孝君) 商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、これを議題といたします。提案者の御説明を願います。

○衆議院議員(押谷富三君) 只今議題と

なりました商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、昨年第七国会において制定いたしました商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十七号)は、来る七月一日から施行されることとなるのでありますがその施行は、日本経済にとり極めて重大な意義を持つものであります。ところが、これに伴う施行法が未だ公布せられないため、現存株式会社にとつて改正商法に適用する定款の変更、及び新設事項に対する準備、訓練の期間が殆んどないことを認めまして衆議院法務委員会におきましては、去る三月二十日全会一致を以てこれが施行期日を「十二月一日」と改める仮案を定めまして、関係方面と十数回に亘つて折衝し、且つ、我が国経済界及び関係機関から実情、意見を十分に聴取し、慎重に検討いたしました結果、(一)商法の一部を改正する法律は、原則として既定の通り、七月一日から施行する。(二)但し、同法律中、我が国経済の実情に則しない点は改正すると結論に達しました。

さて、同法の改正内容であります。この点につき、経済界の意見を聴取いたしましたところ、いわゆる少数株主権たる、(イ)帳簿簿類閲覧権等、(ロ)差止請求権、(ハ)株式買取請求権、(ニ)代表訴訟の権限のうち、(イ)(ロ)の権利につき改正の要求がありましたので、更に関係方面と折衝の結果、(イ)の代表訴訟その他会社編に規定する訴、

請求につきいわゆる会社荒し等に対する手当をいたすことに確定いたしましたのであります。

以下改正の要点につき若干の御説明をいたします。第一点は、新法において削除いたしました旧法第五十九条の趣旨を復活し、株主その他の利害関係人が会社に対し解散命令の請求をした場合には、裁判所は会社の請求により、相当の担保を供すべきことを命ずることができるよういたしました。但し、この場合、会社は株主等の請求が悪意に出たものであることを疎明しなければならぬこととした。第二点は、代表訴訟(第二六七条)の場合に勿論、その他、合併無効の訴(二〇六条)、決議取消の訴(二四九条)等についても、第五十九条の改正(第一点)と同趣旨により、担保提供の義務を規定いたしました。第三点は、第一点及び第二点の改正に伴いまして、八九条について、条文の字句を整理いたしました。

以上が商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨の概要の説明であります。

何とぞ御審議の上、御可決あらんことを御願ひする次第であります。

○委員長(鈴木安孝君) 本案に対する質疑は次回にいたすことにいたします。

○中山福蔵君 この「相当の担保」というのは、あなたがたの見込ではどのくらいの見込になるということ、どういうところに基礎を置いていたのですか。

○衆議院議員(押谷富三君) 裁判所が損害に対する担保をそのそれだけの事情によつて裁判所が良識によつてきめるよりほか方法がないので、抽象的に今ここで何ほくらいであるとか、どういふ基準によるかということとはちよつと申上げにくいと思うのですが……

○中山福蔵君 これは「相当の担保」といふものは裁判所の調査費を含むところの「相当の担保」という意味ですか。これはどういふ担保なんです。

○衆議院議員(押谷富三君) この訴訟請求が立たない場合において会社が受ける損害がありますから、その場合における損害の担保だ、こう解釈をいたしておるのであります。

○中山福蔵君 確たる基準というものは……

○衆議院議員(押谷富三君) 確たる基準はありません。衆議院のほうでもその質問がありまして、いろいろ意見は戦わされたのでありますが、結局裁判所の良識に基いて決定を願うよりほか途がなからう、こういつておるのであります。ここに悪意の疎明という、悪意がちよつと問題だつたのですが、この場合の悪意も、民法のいわゆる善意、悪意という意味ではなくして、それも入りましようが、そのほか会社に損害を達しようとするような、いわゆる会社荒しの意図を持つてこういう裁判を起す、請求をするという場合には、この場合においてはそのことが即ち悪意だ、ここまで解釈して、疎明もそういう方面の

疎明だつたらそれで事足りる、こういうふうに考へておるのであります。

○中山福蔵君 その会社荒しの標準というのはあなたがたどういふふうにとつておるか、そこが一番大事でしよう。会社荒しというのを単に主観的な見方で会社荒しと断定してかかれては堪つたものじゃない。そこでその標準をどこに置くかということが一番大事なところではないか。

○衆議院議員(押谷富三君) これも一概にそういう判断を下していく場合もあると思ひますが、例えば他の会社でたび／＼同種の行為を繰返しておつた前歴を持つておる者とか、或いはその繰返しておつた内容についてのところまで触れて入る場合もありましようが、そういうことを総合的に考へて、そして会社荒しであるかないかというふうなことを一応判断するよりほかはない、こう思つておるのであります。

○中山福蔵君 それは極めて漠然たるものですな。

○衆議院議員(押谷富三君) 漠然たるものですよ。その会社荒しという言葉が先にと与えられた権利を濫用してそして自分の不当な経済目的を達しようとするのが会社荒しと仮にするならば、そういう目的の行動が他にあればそれでその人は会社荒しの常習者であるとか、或いはこの請求は会社荒しの目的を持つてやつておるのであるというふうな判断を裁判所に良識を以てしてもらう、裁判所にしてもう、こういうよりほかに途がないのじゃないか

と考えておるのですが、実際の問題に
なればこれは疎明の方法もあると思
うのです。

○中山福藏君 それは何ですか。その
掌審官の独断的な認定で構わんとい
う意味がね、あなたの意味は……。裁
判所の……

○衆議院議員押谷三三君 いや、こ
れは独断ではないのです。そこで
この担保請求をする会社側において
この訴の当事者、請求の当事者が悪意
あることを疎明をしなければならん
その疎明に対する心証は勿論裁判所の
これは自由心証になりましようが、併
し全部は独断ではなくて担保請求者
悪意の疎明をしなければならん、疎明
に対しこの心証は裁判所の自由であ
る。こういうような考えを持つてお
ります。

○委員長(鈴木安孝君) 本案に対する
質疑は更に続行いたすことにいたし
ます。

○委員長(鈴木安孝君) 次に弁護士法
の一部を改正する法律案を議題に供し
ます。提案者の御説明を願います。

○衆議院議員(山口好一君) 只今議題
と相成りました弁護士法の一部を改正
する法律案につき提案理由の説明を申
上げます。

現行弁護士法は、第五国会において
制定されたのでありますが、その実施
の結果、弁護士が公職につき場合に不
便なところが生ずることが判明いたし
ました。と申しますのは、弁護士が果
知事、市長その他公選による行政職に
つく場合に、現行法はその兼職を禁止
しております。併し終戦後行政の民主
化の方針に従い、民間代表の意見とし

弁護士資格ある者が行政職につくこ
とを要望されました。

よつて衆議院法務委員会は、この問
題を取上げてまして弁護士法改正の小委
員会を設けて立法すべきや否やを審議
しました。小委員会においては弁護士
が在職のまま報酬ある公職を兼職する
ことができることは、国家公務
員法や地方公務員法の精神に反し、且
つ弁護士道にも反するとの意見があ
りました。これがため慎重審議の結果、

弁護士が報酬ある公職を兼職するこ
とを禁止いたす建前はこれを崩さない
で、ただ例外を設けまして、特別職の若
干を明記してその範囲内で兼職できる
こととしたし、且つ常時勤務を要する
公職をも兼職できるが、その兼職期間
中は、弁護士の職務を行うことができ
ないようにならうとするのでありま
す。これによつて弁護士の行政進出の
道を開き、而も国家公務員法や地方公
務員法の規定と弁護士道との調整を図
つたのでございませう。

なおこの際弁護士の資格に関する条
文中衆参両議院の法制局参事は法務府
事務官と同じように取扱ひ、又他の法
律の条文との比較上、修正すべき点
が二、三ございまして、これを挿入
いたしました次第でございませう。

以上大要説明をいたしました。何
とぞ御審議の上御可決あらんことをお
願ひいたす次第でございませう。

○委員長(鈴木安孝君) 御質疑があ
りましたら御発言願ひます。

○伊藤修君 弁護士法の改正を今日こ
の会期末に提案されて参つたのであり
ますが、一体弁護士法は根本的に相当
範囲において改正の必要があると思
うのですが、その点に対して御考慮にな

つたのですか、どうですか。
○衆議院議員(山口好一君) お答えを
いたします。弁護士法の全面的改正
という点につきましては委員会でも
御質疑がございました。まだ施行後二
年ほどありますので、なおその他の
問題につきましても今後検討をいたし
まして、大きな改正を必要とする場合
には、後刻においてこれを行うとい
う御意見のようでもございました。

○伊藤修君 法律を必要のときに差
迫つて一部ずつ改正して行くという行
方よりは、そういう御意見もあるなら
ばこの際根本的な改正をなさるな
か、なさるべきことがいいたすはな
かと思ひますが……。殊に税務代理士
法においては弁護士法を改正して、一
つの弁護士法を各都府で以て任意に改
正して行くことに対して御意見
はどうですか。

○衆議院議員(山口好一君) 伊藤さん
の御意見御尤も思ひます。ございま
すが、全面的に亘ります改正は、やは
り相当慎重にこれを行ななければなら
ないというふうな委員会の御意見のよ
うに承わつておるのでございませう。不
肖私どももこの問題につきまして検討
いたしました小委員会におきまして
は、実は弁護士法のほうから第三十
条の改正については、近時弁護士が行政
方面に進出したります、例えば市長
になるとか知事になるとかいろいろ
場合が非常に多く相成りましたので、
これは又一面結構なことと存するので
ありますが、こうし行政面の進出の
状況が非常に盛んに相成つて参りま
したにつきまして、さうな場合に一々
弁護士登録を取消すということが、
例えば選挙に出ます場合にも非常に煩

いに相成ります。又実際知事になり市
長になりましてその登録を取消す実
際の必要もないのではないかと考
えられます。これは取急ぎ改正をいた
すべきものではないか、こういうよう
な弁護士法のほうの御意見も強くござ
いまして、更に一番おとにございま
す。第九十一条の弁護士試験は司法修習生
と読替えるという改正が提案されてお
りますが、これなどは現在非常に困
つております問題なものであります。さ
うなこの際といたしましては、是非至
急に改正をいたしたいという部分だけ
を取上げてまして、ここに提案をいた
したような次第でございませう。右御承
を願ひたいと思ひます。

○伊藤修君 私の質問していること
は、内容をしていないのではなく、こ
の改正するところの条項に対しては
曾つて弁護士法を制定する場合にお
きまして、参議院においてこれを主張
し、参議院が強く主張いたしました
その点を衆議院において否決された
のです。又この三十条の場合において
打合せのときに承認されなかつた。こ
れは前のほうの第五條ですか、前のほ
うはこちらが主張しても当時反対をさ
れております。今日出されることは結
構であります。今日出されることは結
構であります。先ほどの御説明によ
りますれば、取りあはずとおつしや
いますからそれを申上げるので、す
でに参議院はかくあるべきだと想像いた
しまして、当時この制定のときに強く主
張しておる。その際に認認されず
に出されることは遅時ではあるが、
結構であります。今の御説明によ
りまして、要望があつたから取りあ
えず一部改正するのだ。こういうお
考え方が私には解せない。でありますから根本

的に一体弁護士法に対してあなたがた
のお考えはどうかとあるのかというこ
とを伺つておるのです。又この一部を改
正する必要があるとされたならば、弁護士
法に対して皆様が取組んでいらつしや
るのですから、他の委員会におきま
し、税務代理士法において改正される
いうことを看過してよろしいかどう
か、そういうことは、よつて以てこ
に現われてこそ私は本案の真剣な取
組み方でないかと思ひます。ただ言う
て来たから一部をそのまま呑み込んで
改正する。そういうような信念のない
やり方では私どもは本意である。か
くあるべきだと私どもは本意である。こ
のすることを主張しておる。法案の内
容に対しては決して反対ではない、賛
成ですが、立法に対するところの考
方を私は承わつておる。

○衆議院議員(山口好一君) お答えい
たします。この第五條、三十条など
につきましては、この前の参議院のほう
から御提案がなされたことは承わつて
おります。さうなことも実は我々
いたしましては非常に考慮いたしま
して、先ほど取りあはずという言葉を
使ひまして伊藤さんから御異議が出た
のでございませうが、実は参議院のほう
でこの前じつくりとお考え下さつて、こ
ういう御提案もありません。我
我としたしましては深く考慮いたしま
して、今回のこの提案となつたわけ
でございまして、決して一部ずつ間に合
せぬに改正をいたさうというふうな考
えの下に作つたものではございませ
ん。現在の段階といたしましては、こ
の程度の改正が必要であり、又大体十
分であると考へまして、かような改
正案を提案いたしました次第でございま

す。なおこの法案の出ました経過などにつきましましては、法制局のほうから説明をいたさせたいと思ひます。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 前から只今の伊藤先生の御言葉の中の一
点について補足的に説明させて頂きたいと思ひます。このたびの改正案の内容の中に先
に弁護士法が新たに全面的に改正することになった際に参議院側から修正意見として出したものがある、これを先には衆議院において否決されたにかかわらず、このたび又出て来ておるのではないかとお話しな
れども、この点は伊藤先生も十分御存じだと思ひますが、当時現行弁護士法の全面改正をいたし
ます際に参議院からの修正案は五カ所ございまして、その中の四カ所については殆んど衆議院もこれと同調して
いたのでございまして、他の一点、つまり弁護士に証
拠収集権を認めるといふ点について最後まで衆議院において当時の委員会
でその点についての了承を得るに至らず、従ひまして回付案の性質上止むを得ず他の四点がそれ／＼否定的な立場で決定を見たところ、こ
ういうような事情にございまして、決して当時もこれを反対したといふような事情はないことをどうぞ御了承頂
きまして、当時関係して御承頂きました一人といたしまして御説明申上げま
す。

○伊藤修君 私は税理士法案についていきさつを伺つておるのですが、それに対するお答えがちつともないので、どういふお考えで本法案の改正に手をお着けになつたか、そのほうを何故考慮に入れなかつたか、又考慮に入れてお忘れになつてゐるうちに、それで、とんびが拾つて行つたとい

うようなことをやつたのか、この点を御釈明願ひたい。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 只今の税理士法案につきまして、税理士法案の附則第三十一項にある、弁護士は、当然、弁理士及び税務代理士の事務を行うことができるといううち、税務代理士の分を税理士という制度に改めるに際して、これを削るといふことを衆議院大蔵委員会において御提案になつたことを存じております。併しながらこれに對しては、未だ結論的なことを申し上げるは如何かと思ひますが、現に衆議院法務委員会におきまして、これに對する嚴重な申入をいたしまして、その点についての何らかの妥結を見ることかと、こう考へておりました。そうしてその税理士法が通過いたしますとするならば、税務代理士という制度がなくなりまして、それと当然の結果として弁護士法の税務代理士という表現を税理士という表現に直さなければならぬのでござい
ますが、それは税理士法案が通過いたしましたあとの問題でございまして、それを先に出して、このたびの改正案で繰入れるといふことは立法上も如何かと思ひまして、その点に触れなかつた次第でござい
ます。

○伊藤修君 私の申上げておる点は御承知の通り憲法附屬法規にも類した重要な根本法である。その根本法を他の部類の委員会において自己の職務の権限内において自由に改廢して行くといふ行き方については我々は是認できない。併し今日の制度の上において可能でありま
すから、現になされておるのですが、それに対してこの法律に手を着けられた皆様方が、いわゆる黙つ

て傍観しておるものかどうかという点を私は指摘したいのであります。私の言いたいことは、かような法律に手をお着け下されるならば、さういふ法規上可能でなされておる改廢行為に對して、皆様方から強く指摘して頂いて、さういふ方向へ行かないように、今説明員の説明のごとき立場で先行されな
ないようになつてお願ひいたしたい。さういふような御考慮を煩わさなければならぬのではないかと、これを私は指摘して
いるのであります。幸いにしてその点も考慮されま
して、その法律の通過があり得ないといふ方向に持つて行くように承わつたのであります。我
は、さうあれば結構だと思ひます。我
は、基本的な立場に對しましては、弁護士の、あれ一つを除かれるといふことは、延いては弁護士の全般に對するこ
ころの法律行為に對する一つの制約になると
思ふのですが、さういふことの上でも御努力賜
わつて、さういふような間違ひのないように御監視あらんことを、御努力を願ひたい、こう思ひます。それ
からなおこの五条中に、法務府事務官とあり
ます。これは広く事務官と言つてお
りますから相當広範囲なものであるといふことは、我々は先に立法する
ときにおいても考へられたこととありま
すが、法務府の事務官、而も広い範囲の事務官、これは五年在職しな
すれば結局司法修習をしなくてもいいといふこと
になるのでござい
ますが、この釣合
いから申しまして、今度兩院の法制局の参事を加えるといふことにな
さるということでありま
すが、私は法制局の参事を加えられること
に對し

ては異議ありません。賛成であります。それが、それならば兩院には専門調査員室
があるのですから、その専門調査員室
においてほこれとほぼ同等か、多少は
低いかも存じません。併し前段にある
ところの法務府事務官といふものから
比較いたしますれば、参議院における
ところの調査員、二級官に相當する調
査員も、同じ待遇を与えて然るべしだ
と考へるのですが、この点に對する
ところの御意見を伺ひたいと思ひ
てあります。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 只今の伊藤先生のお説は、我々もいたし
まして誠に同僚その他に關します問
題でございまして、極めて有難いお
葉だと考へております。従ひまして、
この原案作成の際補助いたしました立
場といたしましては、勿論そこまで考
へたのでござい
ますが、何分にかよ
うな弁護士の資格といふものを徐々
に拡げるといふことについても、多少
の難点を示されたこともござい
ます。かた／＼これは、各委員会の専門員
かたは勿論これは論外でござい
ますが、調査員制度といふものも未だ形
の上でさういふ長い歴史がないもので
ござい
ますので、五年を云々といふこと
でござい
ますので、一応従来の法制局
参事といふ程度だけにどめ、而も法
務府事務官との均衡を図ります。な
らば、三級の法制局主事までも含め
た
らうかといふ擴張論も一応あつたので
ござい
ますが、できるだけ謙抑的な意
味で法制局参事といふことに一応決
定いたしました。將來あらゆる同僚並
に關係の人々の実績が、先生方のお目
にとまつて、まさしく弁護士の事務修
習と相當な程度の仕事をやつて

いることをお認め下さいますならば、
やがてその方向に改正を進めて頂く
ならば、非常に光榮に存じます。

○伊藤修君 今御説明にありま
すこと、私はこの法務府事務官といふもの
に比較いたしますれば、当然職責の実
態から申しまして、兩院の調査員と
いふものは、含めてあえて遜色のな
いものと思ひます。国会が始まつて
からすでに相當の日数を費やし、専門
調査員の機能といふものも十分認識
されており、それから携わるところの
仕事
の面から申しましても、あえて法務
府の事務官と遜色のあるべきもの
じやないと思ひます。確信して疑
われないのであります。今度の場
合はともかくといたしまして、次
に改正せられる場合はその点は十分
考慮して差加えられるように、私は
今から御注文申上げて置きます。

○衆議院議員(山口好一君) 只今の伊藤先生の御希望になつておられま
す調査員を加えるといふことにつ
きましては、我々もいたしまして、衆議院の法務委員会といたしましても、この
次あたりには相成るべくこれを差加
えたいといふような話になつてお
ります。伊藤先生の御希望に副
うように、我々も努力をいたし
たいと思ひます。

○中山福藏君 一つ確かめて置
きたいのですが、この三十条の末
行に、特定の事項を委嘱される
といふのは、これは特定の事項とい
ふのは、その事項の性質によつて非
常に重大なもの、又重大でないもの
とあると思ひます。又その性質によ
つて、よほど私の考え方で行く
と違つて来るわけなんです
が、大体特定の事項を予見して書
かれたのですか、その種類を一つ
示して頂きたい。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 今の御指摘の点は、これは旧弁護士法以来こういう言葉がございまして、これを踏襲してここに書いてあります。現行法にも入つておるのであります。このたびの改正もこれはそうなつておりますが、これは全くこの部分については改正いたしていいところでございます。なおついででございますのでその点につきましての御質問にお答えいたします。この「官公署より特定の事項について委嘱された職務を行う」というのは、法の明文から申しまして、これが弁護士が報酬ある公職を兼ねることができないということ、但書に直接には読めないように私は思うのでございますが、さつき申しましたように、大正八年の弁護士法の中に入つておる言葉でございますので、当時の速記録を見ますと、その点弁護士が官公署の依頼を受けて、例えば鑑定を受けるとか鑑定してくれとか、その他相談にあずかるというようになことがあつた場合に、それを排斥するようによつてはならないから、注意規定として掲げたという趣旨のことがございまして、法律的に正確に申しますと、多少の但書としては逸脱したものがあると思ひますが、その点を明瞭にしたものと思ひます。従ひまして現行法もこれを踏襲して、このたびには改正法律案の建前上、三十条ですか直しましたから、以下その点について改正したように見えますが、それは従前通り少しも変えていないというのを附加したいと思ひます。

○中山福蔵君 大正八年に用いられておる字であるということは、私もうすうす知つておりますが、併しながらこ

の時世の変遷と共にすべて世の中というものは非常な変化を来たして来ます。大正八年と昭和二十六年と同一なこの字を用いて、その内容というものを又同一に規定するというようなことは、非常に私どもとして一応考えて見なければならぬと思つたからそのまゝ踏襲したんだ、それでは私は落むまゝと思ひます。一応立法、或いはこれを創案せられたかたにおいては、その内容とかその種類とかについては吟味してお出しにならないかと思つたのでお伺いしているのです。ただ、今言われたことだけでは承服いたしかねると思つたのですが、如何なものでしょうか。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 少し説明に窮することでございますが、成るほど従来の言葉をそのまま踏襲した点については多少……

○中山福蔵君 世の中の状態はすつかり違つておりますからね……

○衆議院法制局参事(福原忠男君) でございますが、この第三十条の一項の後段というものは、弁護士の職務に関する事項につきまして、官公署から取扱事項を特定されて委嘱があつた場合、これを報酬ある公職と見ないでやることのできるというだけでございます。その事項の内容を限定するという意味ではないと、こういうふうな理解いたしております。

○中山福蔵君 拡大された意味に解しておつていいんですね。内容は多少大正八年くらいとは随分違ふということをお一つあなたのはもう認めて置いて頂きたいと、私はこう考へております。

○衆議院法制局参事(福原忠男君) 御

趣旨のうちに、時世の変遷と共に法の解釈内容が変るといふことは当然なことだと考へております。

○委員長(鈴木安孝君) この本法案に對しまして、更に質疑を続行することにしたしまして、次に商法関係の法案を、衆議院の修正部分について、便宜政府より御説明を願ひます。

○政府委員(影山勇君) 商法の一部を改正する法律施行法案に対する修正案の理由を申し上げます。改正商法の実施につきまして、現在御審議を願つております商法の一部を改正する法律施行法案におきましては、定款にきめる事項その他については、或るべく現存の会社が定款変更等の必要なく、新法に適合できるような措置をいたしておるわけでありまして、なお新法の実施につきましては、会社によつて定款の変更を便宜とするような事項もございまして、そうして実施を控へまして、それらの定款変更の期間にゆとりを設けまして、新法の施行後でも一定の期間は、新法に適合するよう定款の変更ができるようにするというのが修正の理由であります。この定款変更を便宜とするという点の主なるものを捉へまして、この施行法案の第十七条と二十条において修正をいたしたわけでありまして、十七条は総会の決議の要件でありまして、新法によりまして、定款で特別に定足数を排除又は軽減いたしましたせん限り、発行済みの株式総数の過半数を有する株主の出席を要することになるわけでありまして、その点に關して定款を変更して、定足数を排除し或いは軽減すること、新法施行の最初の定時総会の終結の日まで旧法を適用することによりまして、総会の決

議要件について、特にその点定款変更を不用とするというふうにしたわけがあります。尤も最初の定時総会が、何らかの理由で新法施行後あまり長く遅れて招集される場合を考へますと、旧法の適用があまりに長くなる虞れがございまして、毎年一回定時総会を招集する会社にあつては、遅くも昭和二十七年六月三十日までというふうな、旧法の適用期間を限つたわけでありまして、それからその他の会社につきましては、昭和二十六年、今年の十二月三十一日まで、それまでは旧法を適用するというふうにいたしましたわけでございます。但しその前にすでに新法に従うよう定款の変更をしておる会社につきましては、こういう手当は必要ではございませんので、第二項におきまして、そういう場合には適用しないという規定を規定したわけでありまして、十七条の三項は、これはこの一項が「総会の決議の要件については」と、こういつておられます関係上、或いは新法の二百六十六條の責任の免除、それから二百六十四條の競争の認可といったような総会の決議を要する、そういう決議の要件につきましては、旧法によるという原則が適用せられるというふうな解除せられる虞れがあるという点で、責任免除とか競争の認可という点が、旧法によらないという点に注意的に規定したものであります。四項五項は、これはこの点については、殊に四項につきましては、現在提案御審議中の施行法案と同趣旨で、ただ字句の点を改めただけでございます。それから会社によつて定款変更を便宜とする最も重要なもう一つの点は、定款による累積投票制度の排除であります。こ

れをやはり新法施行後最初の定時総会において定款変更をして累積投票によらない旨の定めをして置けばいいということにするために、累積投票の規定は新法施行後最初の定時総会の終結の日から適用するというふうにいたしましたわけでございます。それが二十条一項であります。二十条二項は、もとの二十条の条文と同じことでもあります。それから三十八條は、これは杜債権者集會につきまして施行法案の修正前の十七條一項の規定を三十八條は準用しておりましたのを、十七條一項が変更したために、それをやめまして、ここに別に書いたわけでありまして、以上が商法の一部を改正する法律施行法案に対する修正案の修正の理由でございます。

次に有限会社法の一部を改正する法律案に対する修正案の修正の理由でございますが、これは商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案によりますと、会社編に規定する株主の担保の規定が形を変えて復活して参りましたので、それに伴う整理でありまして、有限会社におきましても有限会社法の一部を改正する法律案はその担保の規定を削除してありますので、それれどもとの場所に復活いたしました整理をいたしたわけでありまして、それから次に次に商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する修正案、この修正理由も只今有限会社法の一部を改正する法律案に対する修正案について申上げましたと同じように、例えば十一條で商品取引法におきまして従来株式会社担保に関する規定を準用しておりましたのを、この整理に關す

る法律案で削除しておりましたのを、もう一度活かした改正でございます。それから非訟事件手続法の一部を改正する法律案に対する修正案、これも会社に対する解散命令の請求について改正商法は担保の提供権という規定を削除いたしましたために、非訟事件手続法の一部を改正する法律案においてもこれに伴う改正を加えたわけでありますが、この点が解散命令請求に関する担保の点が復活いたしましたために、非訟事件手続法の一部を改正する法律案に対してもそのための修正を必要とするということになつたわけでございます。

以上がこの四つの案に対する修正案の修正理由でございます。

○委員長(鈴木安孝君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十九分散会
出席者は左の通り。

委員長 鈴木 安孝君
理事

委員
伊藤 修君
宮城タマヨ君
鬼丸 義齊君
左藤 義詮君
齋 武雄君
岡部 常君
羽仁 五郎君
須藤 五郎君
中山 福藏君

衆議院議員

押谷 富三君
山口 好一君

政府委員

法務政務次官 高木 松吉君
法制意見参事官 影山 勇君

法務府法制意 野木 新一君
見第四局長
事務局側
常任委員会専門員 長谷川 宏君
衆議院法制局側
参事(第二部長) 福原 忠男君

昭和二十六年六月八日印刷

昭和二十六年六月九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷行